

健康保険に加入されている
ご家族様へのお知らせです。



「年収の壁・支援強化パッケージ」に対応した扶養認定について

令和5年10月20日付 厚生労働省保険局保険課長通知により、「**年収の壁・支援強化パッケージ**」について、具体的な取り扱いが示され、被扶養者認定については、下記のとおり特例措置が設けられましたので、詳細は下記参照ください。

記

1. 特例措置の内容

勤務先の健康保険に加入していないパートやアルバイト勤務者が、勤務先の人手不足による労働時間延長等に伴う**一時的な収入変動**により、収入が通常の扶養認定基準 ※ 1 を超過した場合でも、勤務先（事業主）がその旨を証明 ※ 2 することで、引き続き被扶養者として認定されます。

※ 1 扶養家族の収入基準

認 定 対 象 者	年 額	月 額	給付金の日額
60歳未満	130万円未満	10万8千円未満	3,612円未満
19歳以上23歳未満 (配偶者は除く)	150万円未満	12万5千円未満	4,167円未満
60歳以上または 障がい年金受給者	180万円未満	15万円未満	5,000円未満

※ 2 勤務先の証明書

[W](#) ・被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書様式【厚生労働省】

2. 特例措置の提出時期

当健保は、毎年秋（10月頃）に被扶養者資格調査を実施しております。
扶養家族の収入基準を超過された方に調査票が届きますので、「**一時的な収入変動**」が原因で収入超過になり、勤務先で証明を受ければ、認定の判断材料とします。
(ご提出いただいた場合でも、必ず認定されるものではないことを予めご了承ください)

参考リンク

[・いわゆる「年収の壁」への対応HP【厚生労働省】](#)

詳細は、制度についてのQ&Aを確認ください。

お問合せ先

健保へのお問い合わせの際は、本ページ及び制度についてのQ&Aの内容を
すべてご確認のうえご連絡くださいますようお願いいたします。

トヨタ車体健康保険組合 適用・給付グループ
TEL：(自動応答) 0566-36-3927